

# 令和7年度 梅檀保育園 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当保育園から説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 施設運営主体

事業者の名称 社会福祉法人 花園会  
代表者の氏名 中林令子  
所在地 三重県鈴鹿市中旭が丘三丁目14-18

## 2. 保育所の概要

名称 梅檀保育園  
所在地 三重県鈴鹿市国府町2539-1  
連絡先 電話番号・FAX 059-378-0918  
認可年月日 平成13年5月28日  
施設長氏名 田名瀬洋子  
特別保育の実施状況 延長保育  
施設の内容  
敷地 1087.66㎡  
延べ床面積 478.28㎡  
部屋 乳児室……1室 ほふく室……1室  
保育室……3室 調理室……1室  
幼児用トイレ……2室

## 3. 施設の目的・運営方針

児童福祉法に基づき、福祉サービスを必要とする人（子ども・保護者）にふさわしい保育の場を保証し、心身共に健全な人間に成長するための保育を目指す。

保育に携わる専門職同士が協力し、保育の質を高めながら家庭との連携を下に養護と教育の一体的な展開を図り、一人ひとりが安定した生活を送れるようにする。

## 4. 提供する保育の内容

[保育目標]

年齢	保育目標
0歳児	すこやかに育つ子ども
1歳児	元気よく動ける子ども
2歳児	元気よく遊べる子ども
3歳児	よく遊ぶ子ども 自分の事は自分でしようとする子ども
4歳児	なかよく遊べる子ども なんでもやろうとする子ども
5歳児	すすんで友だちと遊ぶ子ども よく考え創り出す子ども
その他	いたわりの心を持てる子ども

[年間行事記録]

	行 事 予 定
4月	入園式 進級式 内科検診 子どもの日の集い
5月	
6月	歯科検診 どろんこ遊び
7月	七夕の集い 夏祭り スイカ割り
8月	プール遊び
9月	敬老の日の集い
10月	運動会 園外保育 内科検診
11月	親子遠足 芋ほり 七五三詣り
12月	クリスマス会 もちつき
1月	初詣 お正月遊び 発表会
2月	節分の集い 卒園遠足 交通安全教室
3月	ひな祭り会 お別れ会 卒園式
毎月の行事	誕生会 避難訓練 身体測定
その他	園庭開放 体操教室 リズム遊び 学研教室 保育参観

## 5. 給食について

- \* 給食の実施方法…… 自園での調理（三重給食センターより派遣）  
毎月月末に献立表を配布。
- \* 食育の目標…… 基本的な生活習慣やマナーを身につける。友だちと一緒に食べる楽しさを味わう。
- \* アレルギー等への対応…… 個別にご相談の上、診断書に基づき除去可能なものは対応します。

## 6. 職員体制 令和7年4月1日現在

	職 務 の 内 容	人 数
園 長	園務や会計業務をつかさどり、所属職員のすべてを監督する。保育目標を設定し保育課程を作成する。	1人
主任保育士	園長を補佐し職員間の関係調整をする。保育業務をする。クラス担任・初任者などの保育指導などを行う。	1人
保 育 士	保育業務をする。園児の健康安全管理と室内環境整備を行う。家庭との連携を図る。	17人
調 理 員	調理業務を行う。食育指導を行う。	3人

## 7. 保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日まで
開 園 時 間	午前7時から午後7時まで（土曜日は、午前7時30分から午後5時まで）
休 園 日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

## 8. 保育を提供する時間

保育標準時間認定	午前7時から午後6時まで
保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分まで

## 9. 保育料等

### (1) 保育料

世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して市町村が定める額。

[支払方法] できるだけ自動引き落としとなる口座振替をお願いしております。

[振替日] 毎月月末（金融機関の休業日の場合は翌営業日。ただし12月は25日。）

### (2) その他の費用

保育料の他に、負担いただくものとして以下のものがあります。

- ① 主食費・副食費（3．4．5歳児）
- ② スポーツ振興センター掛金
- ③ 絵本代
- ④ 園服や保育用品

[支払方法] 実費徴収

### (3) 延長保育料について

保育標準時間の方	午後6時以降30分間150円
保育短時間の方	設定時間を超過した場合30分間50円

## 10. 利用定員

60名	0歳児	・・・	5名
	1・2歳児	・・・	20名
	3・4・5歳児	・・・	35名

## 11. 利用の開始及び終了について

### (1) 利用の開始

当保育園では、鈴鹿市の利用調整に基づき当保育園に入園決定され認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## (2) 利用の終了

当保育園では、以下の場合には、保育の提供を終了します。

- ① 児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外へ転出されたとき
- ④ その他 利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 12. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

当保育園は、以下の医療機関に委嘱しています。

内 科	吉野クリニック [医 師 名] 吉野 綾子 [住 所] 鈴鹿市住吉一丁目23-11 [電話番号] 059-370-0008
歯 科	豊田歯科医院 [医 師 名] 豊田 長儀 [住 所] 鈴鹿市国府町3291-1 [電話番号] 059-378-3900

## 13. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める危機管理マニュアル、消防計画書により対応します
消防計画作成	鈴鹿中央消防署 令和3年4月1日提出 防火管理者 氏名 江藤 りま子
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施。 消防訓練を毎月実施

## 14. 保育内容に関する相談・要望・苦情

相談・苦情受付担当者	江藤 りま子
相談・苦情解決責任者	田名瀬 洋子
連絡先	電話 059-378-0918
第三者委員	神崎 佳代子 中村 裕子
受付方法	面談・電話・文書等の方法で相談・苦情を受付します。